

委第5号議案

富岡市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

別紙議案を、富岡市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和6年3月21日提出

提出者 富岡市議会議会運営委員会
委員長 茂原 正秀

富岡市議会議長 佐藤 信次 様

提 案 理 由

市議会に対して提出された請願について、請願者が請願を審査する委員会において意見陳述を申し出る機会を与えられることに伴い、当該請願者が地方自治法第109条第5項で準用する同法第115条の2第2項の参考人として委員会に出頭する際に、支給する日当の特例を定めるため、富岡市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正したいとするもの

富岡市証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)

富岡市証人等の費用弁償に関する条例（平成18年富岡市条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、市議会に出頭した参考人のうち、自ら提出した請願に関する意見の陳述を行うために出頭したものに対しては、日当のみを支給し、その金額は、1,000円とする。</u></p>	<p>第3条 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。